

1. 件 名：四国電力株式会社による容器承認申請に関する面談（1）
2. 日 時：令和3年10月21日（木）13時30分～14時30分
3. 場 所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※はTV会議システムによる出席）：
原子力規制庁 原子力規制部 核燃料施設審査部門
長谷川安全規制管理官、甫出主任安全審査官※、山後安全審査官
四国電力株式会社
原子力本部 原子力部 原子燃料サイクル部長 他7名※
5. 要 旨：
 - （1）四国電力株式会社（以下「事業者」という。）から、令和2年11月30日に設計承認を受けた兼用キャスクに関して、設計及び工事の計画に係る認可を受けたので、今後提出予定の容器承認申請に関して、資料1に基づき、分割の仕方や時期等に関する申請の手続の進め方について行政相談を受けた。
 - （2）これに対し、原子力規制庁より当該兼用キャスクは、令和3年1月1日施行されている核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の改正前に設計承認を受けており、現在その経過措置中であるが、これを使用するためには設計承認の変更をする必要が明らかであることから、まずは設計変更を優先し、その後、容器承認申請をした方が補正申請ありきで行うより、合理的ではないか。また、容器承認申請にあたっては製作後でも可能であり、完成前に提出しても補正申請が必要になること、容器の完成後まで審査が進捗しないことなども踏まえてお互いに合理的な方法を選択する必要がある。
いずれにせよ、事業者としてよく考えて申請をして頂きたい。
6. その他：
資料1 乾式キャスク（兼用キャスク）の容器承認申請に係る手続について
以上